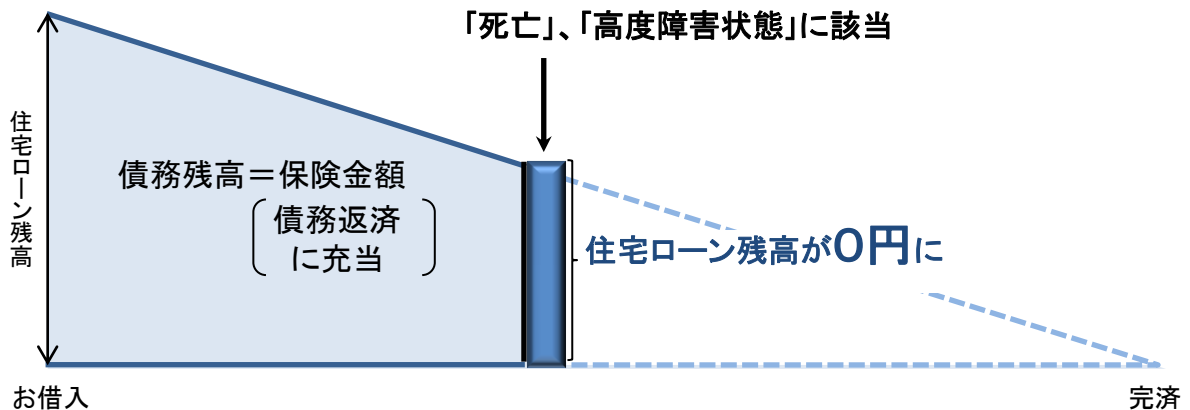


信用金庫団信制度 団体信用生命保険

「万が一への備え」でお客様に住宅ローン
ご返済の安心をお届けします。

死亡または所定の高度障害状態に該当したら 住宅ローン残高が0円

・お1人でご加入の場合



・付保割合を設定し複数名でご加入の場合
保険金額 = 債務残高 × 付保割合 (%)

ご加入について

①加入対象者

新たにご融資を受けられる方のうち、加入可能な年齢かつ生命保険会社が承諾した方

②加入手続き

融資が実行されるまでに「申込書兼告知書」をご提出いただきます。なお、告知の内容によっては医師の診断書等を追加してご提出いただくことがあります。(診断書取得にかかる費用はお客様(加入申込者)にご負担いただきます)。

※健康状態によっては、ご加入をお断りする場合もございますのでご了承ください。

保険契約者 信金中央金庫

信用金庫団信制度 団体信用生命保険の概要

特 徴	この保険は、信金中央金庫を保険契約者、信用金庫を保険金受取人とし、信用金庫の住宅ローン・教育ローン・住活型ローンを利用している債務者を被保険者とする生命保険契約です。被保険者が保険期間中に死亡または所定の高度障害状態に該当された場合に、生命保険会社が所定の保険金(＝債務残高)を保険金受取人である信用金庫に支払い、その保険金が被保険者の債務の返済に充当されます。
保障開始日	融資実行日(借り換え融資の場合は借り換え日、債務引受の場合は債務引受日)または生命保険会社のご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日となります。
保険金額	債務残高に応じて定まり、債務の返済に応じて変動(逓減)します。被保険者一人あたりの限度額は、他の信用金庫からの借入も含めて、「信用金庫団体信用生命保険」、「信用金庫3大疾病保障特約付団体信用生命保険」、「信用金庫団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付団体信用生命保険」を通算して1億円となります。限度額を超えたお申込みは無効となります。
保険金の支払いについて	<p>保険期間中に死亡または所定の高度障害状態に該当されたときに保険金が支払われます。</p> <p>「所定の高度障害状態」とは、次のいずれかの状態のことをいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①両眼の視力を全く永久に失ったもの ②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの ③中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの ④胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの ⑤両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ⑥両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ⑦1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ⑧1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
保険金が支払われない場合(被保険者が右記のような事由に該当する場合は、保険金をお支払いできないことがあります。)	<ul style="list-style-type: none"> ○保障開始日から1年以内に自殺されたとき ○被保険者の故意により高度障害状態に該当されたとき ○保険契約者または保険金受取人の故意により死亡または高度障害状態に該当されたとき ○戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態に該当されたとき ○告知義務違反による解除 ○詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 ○重大事由による解除の場合(反社会的勢力に該当すると認められたときなどを含みます。) ○保障開始日よりも前に発生した傷害や疾病を原因として高度障害状態に該当されたとき
この契約からの脱退	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡または所定の高度障害状態に該当されたとき ○債務を完済したとき(保証人または保証会社による代位弁済を含みます) ○融資を受けた信用金庫の住宅ローン・教育ローン・住活型ローンが賦払償還債務でなくなったとき ○融資を受けた信用金庫の住宅ローン・教育ローン・住活型ローンの債務者でなくなったとき ○満80歳に達した直後の12月31日
保険正式名称	団体信用生命保険
引受保険会社	<p>複数の生命保険会社による共同引受 (事務幹事会社: 明治安田生命保険相互会社)</p>

- ・上記「信用金庫団信制度 団体信用生命保険の概要」は住宅ローンに付帯される保険の概要を説明したものです。
- ・この保険の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」、および、「申込書兼告知書」裏面の「団体信用生命保険のご説明」を必ずご確認ください。